

# 香川県報



号 外

平成 15 年

5 月 30 日（金曜日）

## 規 則

### 目 次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

●香川県漁業調整規則の一部を改正する規則 （水産課） 一

●公立学校職員の給与に関する条例附則第四項及び第五項の規定による通勤手当に関する規則の一部を改正する規則 二

●公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 四

●職員給与に関する条例附則第三項及び第四項の規定による通勤手当に関する規則の一部を改正する規則 六

●職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

### 規 則

香川県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年五月三十日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 川 北 文 雄

香川県規則第七十一号

香川県漁業調整規則の一部を改正する規則

香川県漁業調整規則（昭和四十年香川県規則第九十三号）の一部を次のように改正する。  
第三十八条の見出し中「漁具漁法」を「漁具及び漁法」に改め、同条第二号中「いわし巾着網漁業、」を「いわし巾着網漁業並びに」に改め、同条第三号中「こむ」を「コム」

に改める。

第四十三条の見出しを「（遊漁者等の漁具及び漁法の制限）」に改め、同条第一項中「営むためにする」を「営むために水産動植物を採捕する」に、「従事してする」を「従事して水産動植物を採捕する」に改め、「する場合を除き、」を削り、「場合は」を「場合を除き」に、「によらなければ」を「以外の漁具又は漁法により水産動植物を採捕しては」に改め、同項第四号を次のように改める。

#### 四 徒手採捕

第四十四条第一項中「この規則のうち水産動植物の種類若しくは大きさ又は水産動植物の採捕の期間若しくは区域又は使用する漁具若しくは漁法についての制限又は禁止に関する」を「第三十四条の二から第三十八条の二まで（第三十七条を除く。）及び前条（第二項を除く。）の」に、「本条」を「この条」に、「行なう」を「行う」に改める。

第四十五条の見出し中「てい泊命令」を「停泊命令」に改め、同条第一項中「に係る船舶」を「を受けた者」に、「てい泊港及びてい泊期間」を「停泊港及び停泊期間」に、「船舶のてい泊」を「漁業の許可を受けた者の使用に係る船舶の停泊」に、「行なわせる」を「行わせる」に改め、同条第二項中「規定によるてい泊期間は、四十日をこえない」を「停泊期間は、四十日間を超えない」に改め、同条第五項中「規定によるてい泊期間」を「停泊期間」に改める。

第四十六条第一項中「に係る船舶」を「を受けた者」に、「当該船舶」を「当該漁業の許可を受けた者の使用に係る船舶」に、「行なう」を「行う」に改める。

第四十七条の見出しを「（無許可船舶に対する停泊命令）」に改め、同条第一項中「船舶が」を「、漁業者が」に、「、当該漁業に使用された」を「当該漁業を営んだ」に、「船舶により漁業を営む者又は当該船舶」を「漁業者又は当該漁業者の使用に係る船舶」に、「行なう」を「行う」に、「てい泊港及びてい泊期間」を「停泊港及び停泊期間」に、「のてい泊」を「の停泊」に改め、同条第二項中「規定によるてい泊期間は、四十日をこえない」を「停泊期間は、四十日間を超えない」に改める。

第四十八条の見出し中「無許可船舶」を「無許可船舶」に改め、同条中「行なう」を「行う」に、「もつばら」を「専ら」に、「みすから」を「自ら」に改める。

第四十九条第一項中「必要」を「ため必要」に、「行なう」を「行う」に、「停船」を

「、停船」に、「ことがある」を「ことができる」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定による停船命令は、同項の検査又は質問をする旨を告げ又は表示し、かつ、国際海事機関が採択した国際信号書に規定する次に掲げる信号を用いて行うものとする。

一 第十二号様式による信号旗しを掲げること。

二 サイレン、汽笛その他の音響信号によりしるの信号（短音一回、長音一回、短音二回）を約七秒の間隔を置いて連続して行うこと。

三 投光器によりしるの信号（短光一回、長光一回、短光二回）を約七秒の間隔を置いて連続して行うこと。

第四十九条第三項中、「長声」を「長音」に、「約四秒から六秒までの音響又はせん光」を「約三秒間継続する吹鳴又は投光」に、「短声」を「短音」に、「約一秒時の音響又はせん光」を「約一秒間継続する吹鳴又は投光」に改める。

第十二号様式備考2中、「~~汽笛~~汽笛音響装置」を「~~汽笛~~汽笛音響装置」に、「掲載の」を「~~掲~~掲する」に改める。

附 則

この規則は、平成十五年六月十三日から施行する。

教育委員会規則

公立学校職員の給与に関する条例附則第四項及び第五項の規定による通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年五月三十日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第十一号

公立学校職員の給与に関する条例附則第四項及び第五項の規定による通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の給与に関する条例附則第四項及び第五項の規定による通勤手当に関する規則（昭和五十三年香川県教育委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中、「又は高松港と坂手港」を「、高松港と坂手港との間又は高松港と草壁港」に

改める。

第六条に次の一号を加える。

五 高松港と草壁港との間に運航されている高速艇の利用 月の一日から末日までの間における当該高速艇の利用回数に、その利用区間に係る回数乗船券により当該高速艇を利用した場合にあつては当該回数乗船券の利用一回当たりの運賃の額（特別料金に相当する額に限る。）を、乗船券（回数乗船券を除く。）により当該高速艇を利用した場合にあつては四百九十円をそれぞれ乗じて得た額の合計額（その額に一円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）第二号様式を次のように改める。

第2号様式(第4条関係)

高速艇利用実績票

公立学校職員の給与に関する条例附則第4項及び第5項の規定による通勤手当に関する規則第4条の規定に基づき提出します。

年 月 日受理

日	出 勤 時 刻					退 勤 時 刻					備考	出 勤 時 刻					退 勤 時 刻					備考	利用回数	通勤手当の月額	高速艇用定期券の利用期間								
	高松港・高松港・高松港・高松港・高松港		坂手港間			高松港・高松港・高松港・高松港・高松港		坂手港間				高松港・高松港・高松港・高松港・高松港		坂手港間			高松港・高松港・高松港・高松港・高松港		坂手港間						出勤時	退勤時	回	所長	補佐	事務長	係員		
	20時以前発着		20時以後発着			20時以前発着		20時以後発着				20時以前発着		20時以後発着			20時以前発着		20時以後発着						A	B	C	D	E	校長			
	A		B			C		D				E		A			B			C					回								
1																																	
2																																	
3																																	
4																																	
5																																	
6																																	
7																																	
8																																	
9																																	
10																																	
11																																	
12																																	
13																																	
14																																	
15																																	
16																																	
17																																	
18																																	
19																																	
20																																	
21																																	
22																																	
23																																	
24																																	
25																																	
26																																	
27																																	
28																																	
29																																	
30																																	
31																																	

- 【記入上の注意】
- 「20時前発着」とは発着時刻が20時前である高速艇をいい、「20時以後発着」とは発着時刻が20時以後である高速艇をいう。
  - 「割引無」とは公立学校職員の給与に関する条例附則第4項及び第5項の規定による通勤手当に関する規則第6条第5号に掲げる高速艇の利用に該当する場合をいい、「割引有」とは同条第4号に掲げる高速艇の利用に該当する場合をいう。
  - 月の途中で高速艇利用席を退出した場合はその日から、月の途中で高速艇の利用を中止した場合はその日の前日までの日について〇印を付すこと。
  - 高速艇用回数券で乗船した場合は、「備考」欄に「回」と記入すること。
  - 高速艇用定期券により高速艇を利用する場合は、「高速艇の利用の有無」欄には、「通勤時」を、当該定期券を通勤時に利用する場合には、「通勤時」を〇で囲むこと。
  - 「高速艇用定期券の利用期間」欄には、この月における高速艇用定期券の通勤期間を記入し、当該定期券を通勤時に利用する場合には「通勤時」を〇で囲むこと。
  - 「高速艇用回数券の領収書等」欄には、高速艇用回数券の領収書等をはり付けること。
  - 受理年月日及び大線枠内は、決定者において記入する。

附 則

- 1 この規則は、平成十五年六月一日から施行する。
- 2 この規則の施行前の高速艇の利用については、なお従前の例による。

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成十五年五月三十日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第十二号

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年香川県教育委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条第十四号中「七月」を「六月」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

職員の給与に関する条例附則第三項及び第四項の規定による通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年五月三十日

香川県人事委員会委員長 武田安紀彦

香川県人事委員会規則第十五号

職員の給与に関する条例附則第三項及び第四項の規定による通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例附則第三項及び第四項の規定による通勤手当に関する規則（昭和五十三年香川県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「又は高松港と坂手港」を「高松港と坂手港との間又は高松港と草壁港」に改める。

第六条に次の一号を加える。

五 高松港と草壁港との間に運航されている高速艇の利用 月の一日から末日までの間における当該高速艇の利用回数に、その利用区間に係る回数乗船券により当該高速艇を利用した場合にあつては当該回数乗船券の利用一回当たりの運賃の額（特別料金に相当する額に限る。）を、乗船券（回数乗船券を除く。）により当該高速艇を利用した場合にあつては四百九十円をそれぞれ乗じて得た額の合計額（その額に一円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）

第二号様式を次のように改める。



附 則

- 1 この規則は、平成十五年六月一日から施行する。
- 2 この規則の施行前の高速艇の利用については、なお従前の例による。

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年五月三十日

香川県人事委員会委員長 武 田 安 紀 彦

香川県人事委員会規則第十六号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年香川県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第十五条第十三号中「七月」を「六月」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。